

山岡拉致問題担当大臣の国会答弁に関する質問主意書  
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十三年十一月八日

参議院副議長 尾辻秀久 殿

浜田昌良



## 山岡拉致問題担当大臣の国会答弁に関する質問主意書

本年十月二十八日の参議院北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会において、北朝鮮の拉致問題は何故起きたのかという質問に対し、山岡拉致問題担当大臣は、「やはり北朝鮮は現実大変で、独裁体制を取つて、これは潜在的な国民の不満は大きいですから、それは日本から、言うなれば日本に北朝鮮の生命、財産が向こうに言わせれば拉致されているからだと、こういう思いを多分持つていて、いずれそれは日本にそのことをというような思いがあるのかもしれないんですね」との答弁を行つた。

これは、まるで我が国が北朝鮮に対して拉致を行つた報復として、我が国国民が拉致されたというふうに解釈でき、拉致という犯罪行為をさも正当化するかのような問題発言であると考へる。また、拉致被害者及びそのご家族のみならず、一日も早い解決を願う我が国国民の気持ちを踏みにじるものであり、拉致問題の担当大臣としての適性を大いに疑わざるを得ない。

そこで、以下のとおり質問する。

一 「言うなれば日本に北朝鮮の生命、財産が向こうに言わせれば拉致されている」とは、どのような状況に基づき判断したのか、その根拠を時系列で具体的に示されたい。

二 このような答弁は野田内閣としての認識に基づくものか。野田内閣としての認識に基づく答弁ではないのであれば、どのように異なるのか、拉致被害者及びそのご家族や国民にわかるよう、明確にその違いを明らかにされたい。

三 このような答弁を行う者には拉致問題の担当大臣の資格は無いと考えるが、野田内閣の見解如何。また、同大臣を任命した野田総理の政治的責任如何。ま  
右質問する。